

# 2020 Disclosure

---

## 佐賀県医師信用組合の現況



佐賀県医師信用組合

### ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和元年度第60期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

佐賀県医師信用組合は、組合員の皆様に本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

佐賀県医師信用組合 理事長 池田 秀夫

### 当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和35年 4月／佐賀県医師会会員の協同組織により組合員に必要な金融事業を行うことを目的として設立。初代組合長に児玉来三氏就任。
- 昭和35年 8月／医療金融公庫（現在、独立行政法人 福祉医療機構に改称）の受託金融機関に指定。
- 昭和35年 9月／商工組合中央金庫の委託業務の指定。
- 昭和41年 5月／2代目理事長に石橋洪氏就任。
- 昭和42年 5月／3代目理事長に前山彦人氏就任。
- 昭和51年 5月／4代目理事長に松下英志氏就任。
- 昭和53年 5月／5代目理事長に宮崎七郎氏就任。
- 昭和56年 1月／コンピューターによる業務を開始。
- 昭和57年 5月／6代目理事長に吉原正智氏就任。
- 昭和58年 5月／事業資金の団体信用生命保険付融資の取扱開始。
- 昭和59年 8月／全銀データシステムに加入し内国為替取扱開始。
- 昭和63年 4月／佐賀市新中町2番15号佐賀県医師会メディカルセンター1階に事務所を移転し、営業を開始。
- 平成 4年 5月／預金100億円達成。
- 平成10年 6月／7代目理事長に凌俊朗氏就任。
- 平成11年 4月／2000年問題対応の為、コンピューターのレベルアップを実施。
- 平成12年 4月／監督官庁都道府県より国に移管。
- 平成12年11月／預金200億円達成。
- 平成14年 8月／佐賀県信用保証協会付融資取扱開始。
- 平成15年 7月／全国医師系信用組合共同商品フリーローン取扱開始。
- 平成16年 6月／8代目理事長に沖田信光氏就任。
- 平成17年 2月／決済用預金取扱開始。住宅ローン取扱開始。
- 平成17年12月／SKC（信組全国共同センターシステム）へ移行業務開始。
- 平成18年 4月／事業者カードローン取扱開始。
- 平成22年 5月／信用組合創立50周年記念式典。
- 平成22年 6月／9代目理事長に池田秀夫氏就任。
- 平成23年10月／預金300億円達成。
- 平成30年 1月／佐賀市水ヶ江1丁目12番10号佐賀メディカルセンタービル4階に事務所を移転し、営業を開始。
- 平成30年 9月／当組合ホームページ開設。

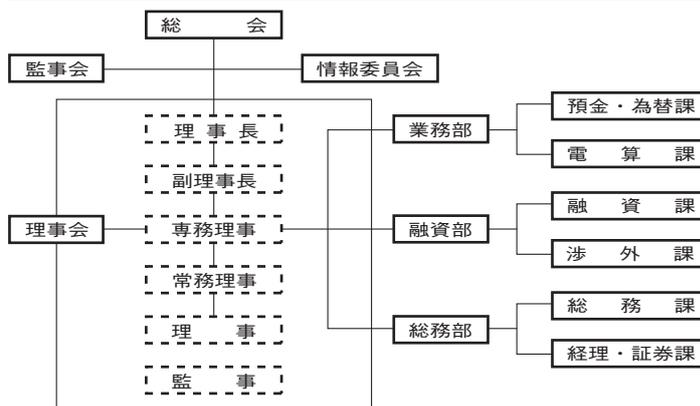
### 事業方針

#### ■基本方針

佐賀県医師信用組合は佐賀県医師会会員による協同組織の金融機関として相互扶助の精神に基づき、金融面を通じ組合員の皆様の医業経営にお役に立つと共に地域医療発展に貢献する事を理念とした業域信用組合です。

1. 堅実経営に徹し、医業経営の一助となるべくサービス向上に努めます。
1. 組合員の公平性、平等性を念頭におき、経営体質の強化を図り、業務拡大を目指します。
1. 金融の自由化が進展する中で環境変化に的確に対応出来る人材育成と経営の自己責任原則の確立を図ります。

### 事業の組織



### 役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）

- 理事長 池田 秀夫 副理事長 松永 啓介 専務理事 古館 修司  
 常務理事 徳永 剛 常務理事 志田 正典 理事 樗木 等  
 理事 貝原 良太 理事 山津 善保 理事 枝國源一郎  
 理事 山元 章生 理事 森永 幸二 監事 高柳 和弘  
 監事 牟田 清敬 監事 田村 浩司（令和2年3月31日現在）

### 令和元年度 経営環境・事業概況

我が国経済は、2012年11月を景気の谷として、それ以降、緩やかな回復を続けており、2014年度は消費税引き上げ後の反動減もあってマイナス成長となったものの、その後は、2018年度まで4年間連続でのプラス成長を実現してきました。他方、2018年に始まった世界経済の減速は2019年を通じて我が国経済の下押し要因となり、特に米中貿易摩擦問題の我が国に与える影響は多大なものがありました。一方、外需が弱まる中で、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に我が国経済は緩やかに回復してきましたが、台風による大雨災害や消費税再引き上げ等の影響を受け、さらには、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により景況感が急速に悪化しており、予断を許さない情勢となっています。

金融環境は、2016年1月に日銀がマイナス金利導入を決めてから丸4年がたち、銀行収益の悪化という副作用が強まり米欧ではマイナス金利への懐疑論も浮上しているものの、日銀は短期政策金利をマイナス0.1%、長期金利をゼロ%程度に誘導する長短金利操作を柱とする現行政策の継続を決めました。また、政府は、緊急経済対策として、新型コロナウイルスの影響に苦しむ企業への資金繰りについて、政府系金融機関だけでなく民間金融機関にも窓口を広げて迅速に必要な資金が行きわたるよう支援策を出しました。ただ、新型コロナウイルスが収束した後も観光業や製造業等をはじめとして、元通りの売りに回復するまでは時間がかかるとみられています。一方、地域金融機関は、安定した収益と将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮して、地域企業の生産性向上や地域経済の発展に貢献すること、さらには、マネー・ローン・リング及びテロ資金供与対策、サイバーセキュリティ対策等への対応も求められており、収益環境が厳しい中での舵取りが一層難しくなっています。

このような中で、私共組合では預金勘定において、平均残高では前期比4億9千9百万円増加の318億円、期末残高では前期比2億6千万円増加の327億円となりました。内訳として、流動性預金は平均残高で前期比4億8千8百万円増加の160億円、定期性預金は平均残高で前期比1千万円増加の158億円となりました。

次に、運用面において貸出金については、融資推進を重要課題と位置づけ活動した結果、平均残高で前期比1億3千7百万円増加の48億2千4百万円、また期末残高では前期比7千5百万円増加の49億5百万円を計上しました。

また、有価証券については、健全性・安全性・有利性・流動性・リスク面等を総合的に勘案し、諸規定に則って運用強化を図り、事業債を中心に、一部仕組債や不動産リート投信を購入して、期末残高で131億円を計上しました。

さらに、損益面では、貸出金利息で貸出金残高増加により、前期比2百万円増加の5千8百万円、預け金利息では、全信組連を含む金融機関の利回り低下により、前期比2百万円減少の1千9百万円、有価証券利息配当金では、債券残高の増加により、前期比1千万円増加の1億6千3百万円の計上となりました。経常利益で4千3百万円、当期純利益では3千1百万円の計上となりました。

自己資本額は26億6千3百万円、リスクアセットは155億6千5百万円で、自己資本比率は17.11%と若干低下したものの、金融機関の健全性を示す指標である、国内基準の4%を大きくクリアしていますので、ご安心してお取引いただけるものと確信しております。

令和2年度においても、金融機関を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染に伴う企業業績悪化、個人消費の低迷等の景気の後退により、さらに厳しくなるものと思われ、収益環境も、これまで以上に厳しい状況が続くことが予想されます。

一方、医療業界においては、地域医療構想、医師の働き方改革、医師・医療従事者確保、さらには新型コロナウイルス対策等課題も多岐にわたる中、医療専門の業域金融機関として、経営基盤である組合員の皆様との関係をより深く、「先生方のための金融機関」として、皆様のお役に立ちご満足いただけるよう、役職員一同さらなる努力を重ねていく所存でございます。

今後とも、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 組合員の推移

（単位：人）

区分	平成30年度末	令和元年度末
個	921	907
法	387	395
合計	1,308	1,302



(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握するのが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建 物	15年～20年
その他	4年～20年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。  
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資課（営業関連部署）の協力の下に業務部（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
10. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 155百万円
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 該当なし
12. 有形固定資産の減価償却累計額 41百万円
13. 貸出金のうち、破綻先債権額は18百万円、延滞債権額は73百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
14. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
16. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は92百万円であります。なお、13. から16. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
担保提供している資産 預け金 1,212百万円
18. 出資1口当たりの純資産額は、98,721円86銭です。
19. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務、預け金及び有価証券による資金運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。なお当組合はデリバティブ取引を行っておりません。
  - (2) 金融商品の内容及びリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様（組合員）に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金積金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。
  - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
    - ①信用リスクの管理  
当組合は、貸出規定及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信管理、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、融資課により行われ、また、定期的には毎月1回理事会を開催し審議・報告を行っております。  
さらに、与信管理の状況については、理事長・副理事長・専務理事等経営陣にてチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
    - ②市場リスクの管理
      - (i)金利リスクの管理  
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
日常的には経理課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告されております。
      - (ii)為替変動リスクの管理  
当組合は、為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理しており、また外国証券については外貨建てでの運用は行っておりません。
      - (iii)価格変動リスクの管理  
有価証券の保有については、理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。  
また有価証券の購入にあたって、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
これらの情報は、理事会において定期的に毎月報告されております。

## ③資金調達に係る流動性をリスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

## 20. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価の把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金 (*1)	18,471	18,471	0
(2) 有 価 証 券	13,176	13,177	1
満期保有目的の債券	100	101	1
その他有価証券	13,076	13,076	0
(3) 貸 出 金 (*1)	4,905	4,899	△6
貸倒引当金 (*2)	△115		
	4,790	4,899	109
金融資産計	36,437	36,547	110
(1) 預 金 積 金 (*1)	32,746	32,738	△8
金融負債計	32,746	32,738	△8

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価等の算定方法

## 金融資産

## (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

## (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

## (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

## 金融負債

## (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作

成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	0
全国信用協同組合連合会出資金	50
合 計	50

21. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下24.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	100	101	1
小 計	100	101	1

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	—	—	—
小 計	—	—	—
合 計	100	101	1

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
	百万円	百万円	百万円
株 式 債 券	9,094	8,596	498
国 債	1,816	1,596	220
地 方 債	2,228	2,098	129
社 債	5,049	4,900	148
そ の 他	606	530	76
小 計	9,701	9,126	574

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
	百万円	百万円	百万円
株 式 債 券	2,135	2,200	△65
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	2,135	2,200	△65
そ の 他	1,240	1,385	△145
小 計	3,375	3,586	△210
合 計	13,076	12,713	363

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

22. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。  
 23. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
206百万円	6百万円	—

24. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	百万円	百万円	百万円	百万円
債券	906	3,431	1,877	5,013
国債	—	515	—	1,301
地方債	100	923	650	544
社債	805	1,992	1,227	3,158
その他	—	768	538	642
合計	906	4,199	2,416	5,656

25. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38百万円であります。これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	26 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	25
その他有価証券	—
その他	10
繰延税金資産小計	62
評価性引当額	△9
繰延税金資産合計	52
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	—
その他有価証券	△100
その他	—
繰延税金負債合計	△100
繰延税金負債の純額	47 百万円

◀ 経理・経営内容 ▶

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
<b>経 常 収 益</b>	<b>297,447</b>	<b>261,280</b>
資金運用収益	233,031	243,884
貸出金利息	56,293	58,752
預け金利息	22,470	19,913
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	153,227	163,800
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	1,040	1,418
役務取引等収益	9,520	9,632
受入為替手数料	1,283	1,417
その他の役務収益	8,236	8,215
その他業務収益	2,673	7,163
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	1,874	6,564
国債等債券償還益	403	3
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	396	595
その他経常収益	52,222	600
貸倒引当金戻入益	50,894	—
償却債権取立益	600	600
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	727	—
<b>経 常 費 用</b>	<b>250,402</b>	<b>217,971</b>
資金調達費用	11,712	11,964
預金利息	11,033	11,207
給付補填備金繰入額	679	757
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	—	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャルペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	2,525	2,274
支払為替手数料	104	110
その他の役務費用	2,420	2,163
その他業務費用	219	—
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	41	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	178	—
経 費	185,404	189,982
人 件 費	102,166	107,887
物 件 費	83,063	81,894
税 金	174	199
その他経常費用	50,541	13,749
貸倒引当金繰入額	—	13,749
貸出金償却	50,541	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	—	—
<b>経 常 利 益</b>	<b>47,045</b>	<b>43,309</b>

科 目	平成30年度	令和元年度
<b>特 別 利 益</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
<b>特 別 損 失</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
固定資産処分損	—	—
減 損 損 失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
<b>税引前当期純利益</b>	<b>47,045</b>	<b>43,309</b>
法人税・住民税及び事業税	10,715	16,784
<b>法人税等調整額</b>	<b>1,358</b>	<b>△ 5,118</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>12,073</b>	<b>11,666</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>34,971</b>	<b>31,643</b>
繰越金(当期首残高)	58,169	55,382
特別積立金取崩額	—	—
<b>当期未処分剰余金</b>	<b>93,141</b>	<b>87,025</b>

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 1,071円19銭

## ◀ 経理・経営内容 ▶

### ■ 剰余金処分計算書 (単位：千円) ■

科 目	平成30年度	令和元年度
当期末処分剰余金	93,141	87,025
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	37,759	32,744
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	1,759	1,744
	(年6%の割合)	(年6%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	35,000	30,000
記念事業積立金	1,000	1,000
事業所移転費用積立金	—	—
<b>繰越金(当期末残高)</b>	<b>55,382</b>	<b>54,280</b>

### ■ 経費の内訳 (単位：千円) ■

項 目	平成30年度	令和元年度
人 件 費	102,166	107,887
報酬給料手当	82,365	85,573
退職給付費用	8,122	10,107
そ の 他	11,677	12,206
物 件 費	83,063	81,894
事務費	24,791	25,576
固定資産費	32,154	32,793
事業費	10,015	8,044
人事厚生費	1,178	1,187
有形固定資産償却	3,809	3,271
無形固定資産償却	380	613
そ の 他	10,734	10,407
税金	174	199
<b>経費合計</b>	<b>185,404</b>	<b>189,982</b>

### ■ 業務粗利益及び業務純益等 (単位：千円) ■

科 目	平成30年度	令和元年度
資金運用収益	233,031	243,884
資金調達費用	11,712	11,964
資金運用収支	221,319	231,919
役員取引等収益	9,520	9,632
役員取引等費用	2,525	2,274
役員取引等収支	6,995	7,358
その他業務収益	2,673	7,163
その他業務費用	219	—
その他の業務収支	2,453	7,163
業務粗利益	230,768	246,442
業務粗利益率	0.66%	0.69%
業務純益	45,364	54,691
実質業務純益	—	56,459
コア業務純益	—	49,891
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	—	49,891

### ■ 役員取引の状況 (単位：千円) ■

科 目	平成30年度	令和元年度
役員取引等収益	9,520	9,632
受入為替手数料	1,283	1,417
その他の受入手数料	8,236	8,215
その他の役員取引等収益	—	—
役員取引等費用	2,525	2,274
支払為替手数料	104	110
その他の支払手数料	432	434
その他の役員取引等費用	1,987	1,728

### ■ 受取利息および支払利息の増減 (単位：千円) ■

項 目	平成30年度	令和元年度
受取利息の増減	3,464	10,852
支払利息の増減	22	251

(注) 1. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

## ◀ 経理・経営内容 ▶

### 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	282,552	234,584	260,077	297,447	261,280
経 常 利 益	33,596	24,626	59,955	47,045	43,309
当 期 純 利 益	23,776	18,153	37,238	34,971	31,643
預 金 積 金 残 高	31,641,416	32,282,618	31,544,025	32,485,421	32,746,111
貸 出 金 残 高	3,103,317	3,936,770	4,640,361	4,830,566	4,905,866
有 価 証 券 残 高	10,406,479	11,806,664	12,339,766	12,981,093	13,176,882
総 資 産 額	34,985,021	35,526,998	35,071,839	36,668,945	36,640,754
純 資 産 額	2,502,337	2,518,809	2,554,165	2,587,278	2,616,925
自己資本比率(単体)	24.00%	21.42%	18.93%	17.58%	17.11%
出 資 総 額	29,566	29,656	29,541	29,441	29,190
出 資 総 口 数	29,566口	29,656口	29,541口	29,441口	29,190口
出資に対する配当金	1,767	1,771	1,767	1,759	1,744
職 員 数	12人	12人	12人	11人	12人

(注)1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」の平成18年度以降の計数は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

### 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	30年度	34,706百万円	233,031千円	0.67%	
	1年度	35,328	243,884	0.69	
	う ち 貸 出 金	30年度	4,687	56,293	1.20
		1年度	4,825	58,753	1.21
	う ち 預 け 金	30年度	17,906	22,470	0.12
		1年度	17,749	19,913	0.11
う ち 有 価 証 券	30年度	12,084	153,228	1.26	
	1年度	12,705	163,800	1.28	
資 金 調 達 勘 定	30年度	32,043	11,712	0.03	
	1年度	32,674	11,964	0.03	
	う ち 預 金 積 金	30年度	31,375	11,712	0.03
		1年度	31,874	11,964	0.03
	う ち 譲 渡 性 預 金	30年度	—	—	—
		1年度	—	—	—
う ち 借 用 金	30年度	668	—	—	
	1年度	800	—	—	

### オフバランス取引の状況

該当事項なし

### 総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.13	0.12
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.10	0.08

(注)総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$ 

### 先物取引の時価情報

該当事項なし

### 総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度
資 金 運 用 利 回 り ( a )	0.67	0.69
資 金 調 達 原 価 率 ( b )	0.61	0.61
総 資 金 利 鞘 ( a - b )	0.06	0.08

◀ 経理・経営内容 ▶

■ 売買目的有価証券 ■

該当事項なし

■ 満期保有目的の債券 (単位:百万円) ■

項 目	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	100	103	3	100	101	1
	小 計	100	103	3	100	101	1
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
<b>合 計</b>		<b>100</b>	<b>103</b>	<b>3</b>	<b>100</b>	<b>101</b>	<b>1</b>

(注) 1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2.「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

◀ 経理・経営内容 ▶

その他有価証券

(単位:百万円)

項 目	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	10,635	9,997	637	9,094	8,596	498
	国 債	1,855	1,596	259	1,816	1,596	220
	地 方 債	2,350	2,198	151	2,228	2,098	129
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	6,428	6,202	225	5,049	4,900	148
	そ の 他	1,173	1,099	73	606	530	76
	小 計	11,808	11,097	710	9,701	9,126	574
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	396	399	△2	2,135	2,200	△65
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	396	399	△2	2,135	2,200	△65
	そ の 他	675	700	△24	1,240	1,385	△145
	小 計	1,072	1,099	△26	3,375	3,586	△210
<b>合 計</b>		<b>12,881</b>	<b>12,196</b>	<b>684</b>	<b>13,076</b>	<b>12,713</b>	<b>363</b>

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	0	0
合 計	0	0

## 経理・経営内容

### その他業務収益の内訳 (単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	1	6
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	0	0
<b>その他業務収益合計</b>	<b>2</b>	<b>7</b>

### 預貸率および預証率 (単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度
預 貸 率	(期 末)	14.86
	(期 中 平 均)	14.93
預 証 率	(期 末)	39.95
	(期 中 平 均)	38.51

$$(注)1.預貸率 = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$2.預証率 = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

### 1店舗当りの預金および貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
1店舗当りの預金残高	32,485	32,746
1店舗当りの貸出金残高	4,830	4,905

### 職員1人当りの預金および貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
職員1人当りの預金残高	2,953	2,728
職員1人当りの貸出金残高	439	408

## 資 金 調 達

### 預金種目別平均残高 (単位:百万円、%)

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	15,585	49.7	16,073	50.4
定 期 性 預 金	15,790	50.3	15,800	49.6
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
<b>合 計</b>	<b>31,375</b>	<b>100.0</b>	<b>31,874</b>	<b>100.0</b>

### 預金者別預金残高 (単位:百万円、%)

区 分	平成30年度末		令和元年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	13,012	40.1	13,268	40.5
法 人	19,473	59.9	19,477	59.5
一 般 法 人	19,464	59.9	19,464	59.4
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	9	0.0	13	0.0
<b>合 計</b>	<b>32,485</b>	<b>100.0</b>	<b>32,746</b>	<b>100.0</b>

### 財形貯蓄残高

該当事項なし

### 定期預金種類別残高 (単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
固 定 金 利 定 期 預 金	14,309	14,387
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	—	—
<b>合 計</b>	<b>14,309</b>	<b>14,387</b>

## 資金運用

## 貸出金種類別平均残高 (単位:百万円、%)

科目	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	—	—	—	—
手形貸付	66	1.4	73	1.5
証書貸付	4,456	95.1	4,599	95.3
当座貸越	163	3.5	151	3.1
合計	4,687	100.0	4,824	100.0

## 有価証券種類別平均残高 (単位:百万円、%)

区分	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	1,693	14.0	1,596	12.6
地方債	2,199	18.2	2,139	16.8
短期社債	—	—	—	—
社債	6,409	53.0	7,047	55.5
株式	0	0.0	0	0.0
外国証券	1,781	14.7	1,903	15.0
その他の証券	—	—	17	0.1
合計	12,083	100.0	12,705	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

## 有価証券種類別残存期間別残高 (単位:百万円)

区分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	30年度末	—	418
	1年度末	—	515	—	1,301
地方債	30年度末	100	823	540	885
	1年度末	100	923	650	554
短期社債	30年度末	—	—	—	—
	1年度末	—	—	—	—
社債	30年度末	202	2,256	1,756	2,609
	1年度末	805	1,992	1,227	3,158
株式	30年度末	—	—	—	0
	1年度末	—	—	—	0
外国証券	30年度末	100	705	589	554
	1年度末	—	768	538	532
その他の証券	30年度末	—	—	—	—
	1年度末	—	—	—	109
合計	30年度末	403	4,203	2,991	5,382
	1年度末	906	4,199	2,416	5,656

## 貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

項目	平成30年度		令和元年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	46	△2	48	1
個別貸倒引当金	55	△48	67	11
貸倒引当金合計	102	△50	115	13

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

## 貸出金金利区分別残高 (単位:百万円)

区分	平成30年度末	令和元年度末
固定金利貸出	772	738
変動金利貸出	4,057	4,167
合計	4,830	4,905

## 消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円、%)

区分	平成30年度末		令和元年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	89	100.0	74	100.0
住宅ローン	—	—	—	—
合計	89	100.0	74	100.0

## 貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

区分	平成30年度末		令和元年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	2,371	49.1	2,426	49.5
設備資金	2,459	50.9	2,479	50.5
合計	4,830	100.0	4,905	100.0

## 貸出金償却額 (単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額	50	—

## 資金運用

## 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位:百万円、%)

区分	金額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金積金	30年度末	636	14.2	—
	1年度末	571	13.2	—
有価証券	30年度末	—	—	—
	1年度末	—	—	—
動産	30年度末	—	—	—
	1年度末	—	—	—
不動産	30年度末	598	6.7	45
	1年度末	495	12.4	37
その他	30年度末	—	—	—
	1年度末	—	—	—
小計	30年度末	1,235	20.8	45
	1年度末	1,066	25.6	37
信用保証協会・信用保険	30年度末	372	7.4	—
	1年度末	207	7.7	—
保証	30年度末	2,725	63.5	—
	1年度末	3,118	56.4	—
信用	30年度末	496	8.4	—
	1年度末	512	10.3	—
合計	30年度末	4,830	100.0	45
	1年度末	4,905	100.0	37

## 貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業種別	平成30年度末		令和元年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	4,051	83.9	4,163	84.9
その他のサービス	—	—	—	—
その他の産業	772	16.0	738	15.0
小計	4,824	99.9	4,901	99.9
地方公共団体	—	—	—	—
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	6	0.1	4	0.1
合計	4,830	100.0	4,905	100.0

## 経営内容

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額(単位:百万円、%)

区分	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(D)/(A)	貸倒引当金引当率(C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	30年度	42	3	38	42	100.0	100.0
	1年度	49	2	46	49	100.0	100.0
危険債権	30年度	33	15	16	32	100.0	100.0
	1年度	44	23	21	44	100.0	100.0
要管理債権	30年度	—	—	—	—	—	—
	1年度	—	—	—	—	—	—
不良債権計	30年度	75	19	55	75	100.0	100.0
	1年度	93	26	67	93	100.0	100.0
正常債権	30年度	4,834	—	—	—	—	—
	1年度	4,851	—	—	—	—	—
合計	30年度	4,910	—	—	—	—	—
	1年度	4,945	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

## リスク管理債権及び同債権に対する保全額(単位:百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A	
破綻先債権	30年度	18	—	18	100.0
	1年度	18	—	18	100.0
延滞債権	30年度	57	20	36	100.0
	1年度	73	24	49	100.0
3か月以上延滞債権	30年度	—	—	—	—
	1年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	30年度	—	—	—	—
	1年度	—	—	—	—
合計	30年度	75	20	55	100.0
	1年度	92	24	67	100.0

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

## 経営内容

### 法令遵守体制

#### ●法令遵守体制

当組合は、組合員の相互扶助を基本理念とし、金融面で組合員の医業経営に関する事業の発展に貢献すると同時に、地域の発展に貢献することを目的として、その社会的使命と責任を全うするために倫理綱領を定めております。

当組合の職員は、業務遂行にあたり、組合員並びに広く社会一般から疑惑、不信を招くような行為の防止を図り、信頼を確保するよう網紀肅正に厳正に努めております。

### 苦情処理措置及び紛争解決措置

当組合では、お客様により一層のご満足を頂けるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。（苦情等とは、組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。）

お問い合わせは、右記の窓口をご利用ください。

受付窓口：佐賀県医師信用組合総務課  
住 所：佐賀市水ヶ江1丁目12-10  
電話番号：0952-37-1424  
受付時間：午前9時から午後5時まで  
（ただし当組合の休業日を除く）

名 称：しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)  
住 所：東京都中央区京橋1-9-1  
電話番号：03-3567-2456  
受付時間：午前9時から午後5時まで  
（ただし金融機関の休業日を除く）

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所でも受け付けております。

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お客様の理解を得た上、当該組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京弁護士会等」という。）のほか、福岡県弁護士会が設置運営する紛争解決センター（以下、「福岡県弁護士会紛争解決センター」という。）で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務課またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、東京弁護士会等や、福岡県弁護士会紛争解決センターへ申し出ることも可能です。なお、東京弁護士会等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、福岡県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。例えば、お客様は、福岡県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

（注）移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。下記東京弁護士会等のご照会ください。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、年始年末除く） 9：30～12：00 13：00～15：00	月～金（祝日、年始年末除く） 10：00～12：00 13：00～16：00	月～金（祝日、年始年末除く） 9：30～12：00 13：00～17：00

名 称	天神弁護士センター	北九州法律相談センター	久留米センター
住 所	福岡市中央区渡辺通5-14-12(南天神ビル内)	北九州市小倉北区金田1-4-2(北九州弁護士会館内)	久留米市篠山町11-5(筑後弁護士会館内)
電話番号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受付時間	月～金 10：00～19：00 土日祝日 10：00～13：00	月～金（祝日、年始年末除く） 9：30～12：30 13：30～15：30	月～金（祝日、年始年末除く） 10：00～11：30 13：00～16：00

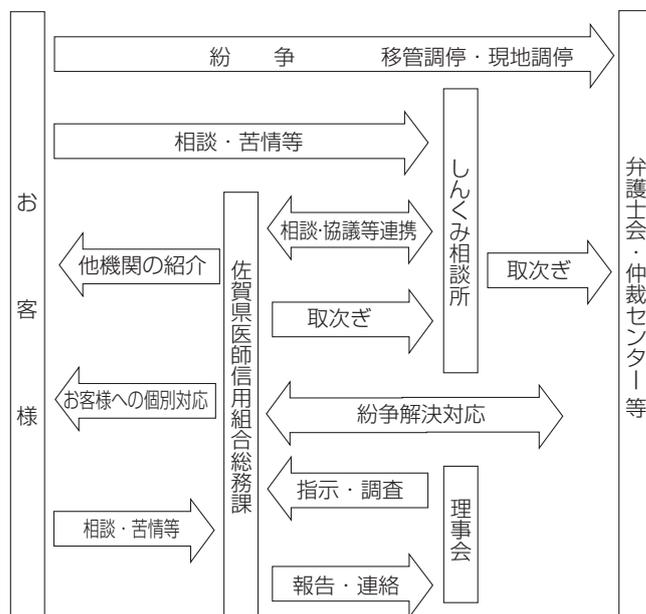
### 金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)への対応について

#### ○金融ADR制度を踏まえた内部管理態勢について

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、佐賀県医師信用組合総務課で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務課が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じて警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

#### ○当組合の苦情受付・対応態勢



## 経 営 内 容

### 報酬体系について

#### 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」と、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時等に支払う「退職慰労金」で構成されております。

##### (1) 報酬体系の概要

###### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案して、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

###### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法    b. 支払手段    c. 決定時期と支払時期

##### (2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	27	35
監 事	1	2
合 計	28	37

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事3名です。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

##### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

#### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

### 反社会的勢力に対する取組み

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り基本方針を定め、これを遵守します。

#### 1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する役職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

#### 2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

#### 3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

#### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

#### 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 経営内容

### 自己資本の充実の状況

#### ■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、佐賀県内の医師・医療機関及びこれらに関連するお客様などによる出資金及び利益剰余金等により構成されております。

発行主体	佐賀県医師信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入された額	29百万円

#### ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合では、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

### リスク管理体制

#### — 定性的事項 —

- ・ 信用リスクに関する事項
- ・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要・・・該当なし
- ・ オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・ 金利リスクに関する事項

#### ●信用リスクに関する事項

■信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクであります。当組合は、中・長期経営計画を踏まえ、信用リスク集中の排除とリスク対比リターンを極大化を狙いとした信用ポートフォリオ管理、個別与信における厳正な審査に基づく信用管理を両輪として、リスクの所在やその規模を適切に把握するとともに、資産の健全性を維持し、不良債権の発生を未然に防ぐことによって、収益力を向上させるよう努めることにしております。具体的には融資時の審査において融資先の財務状況、資金使途、返済原資等の適格な把握を確実にを行うと共に、融資先が特定組合員に偏らず小口融資を重視することにより信用リスクの回避に努めることとされています。

又、個別案件ごとの審査とは、別に自己責任原則のもと適正な資産の自己査定等を実施し、査定内容について厳正なチェックを行ったうえで、査定結果に基づく適正な償却、引当を行い、健全性の確保に努めています。定期的に信用状況の報告を理事会に行い「信用リスク管理方針」の遵守状況を検証する事にしています。

#### ●オペレーショナル・リスクに関する事項

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合では、事務リスク方針、システムリスク方針を踏まえ、オペレーショナル・リスクの組織体制・管理の仕組みを整備し、リスクの未然防止に努めております。

バーゼルⅢ対応として、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しています。又、各種リスクについては、必要に応じ理事会に報告する体制を整備しております。

#### ●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項

令和元年度の決算における、出資等株式エクスポージャーにあたるものは、全国信用協同組合連合会、信組情報サービス等の出資で、合計50,100千円となっており、その他資産勘定に計上、当組合が定める「金融商品会計に関する事務指針」に従った適正な会計処理を行っております。

#### ●金利リスクに関する事項

■リスクの説明及び管理体制

金利リスクとは市場での金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクであります。

当組合では、評価計測を定期的に行い、収益の影響度を計測、理事会や経営戦略会議（ALM 会議）において協議、経営陣への報告を行っており、又自己資本・経営体力を勘案し適正な水準にリスクコントロールを行い、健全で安全な運用管理を行っております。

■計測手法

商品別金利リスクについては、その他計算方法の再評価法で行っております。

■コア預金

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間佐賀県医師信用組合に滞留する預金。「流動性預金（普通預金）の底だまり」

現残高の50%相当額を上限とし、満期5年以内（平均2.5年）と定めています。

■金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

■リスク計測の頻度

月次（前月末基準）

（単位：百万円）

	平成30年度	令和元年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	287	254

## 経営内容

### リスク管理体制

#### — 定量的事項 —

- ・ 自己資本の構成に関する事項
- ・ 自己資本の充実度に関する事項
- ・ 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ・ 信用リスク削減手法に関する事項
- ・ 派生商品取引及び長期決裁期間取引の相手のリスクに関する事項・・・該当事項なし
- ・ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額・・・該当事項なし
- ・ 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理うえ使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

#### 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円,%)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,587	2,616
うち、出資金及び資本剰余金の額	29	29
うち、利益剰余金の額	2,559	2,589
うち、外部流出予定額(△)	1	1
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	46	48
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	46	48
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価前の帳簿価額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,633	2,665
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2	1
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	2,631	2,663
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	14,534	15,114
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	433	451
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	14,968	15,565
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.58%	17.11%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 経営内容

### 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	14,489	579	15,077	603
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	14,489	579	15,077	603
(i) ソプリン向け	946	37	1,076	43
(ii) 金融機関向け	7,190	287	7,781	311
(iii) 法人等向け	782	31	726	29
(iv) 中小企業等・個人向け	179	7	163	6
(v) 抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
(vi) 不動産取得等事業向け	—	—	—	—
(vii) 三月以上延滞等	—	—	—	—
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	600	24	1,750	70
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	50	2	50	2
(xi) その他	4,741	189	3,528	141
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルックスルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CSVリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	433	17	451	18
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	14,923	596	15,528	621

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソプリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)~(xi)に区分されないエクスポージャーです。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### 金利リスクに関する事項

#### ●金利リスク(IRRBB)

(単位:百万円)

項番		ΔEVE(経済価値の変動)		ΔEVE(期間収益の変動)	
		平成30年度末	令和元年度末	平成30年度末	令和元年度末
1	上方パラレルシフト	719	750		△10
2	下方パラレルシフト	0	0		4
3	スティープ化	595	559		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	719	750		4
8	自己資本の額	平成30年度末 2,631		令和元年度末 2,663	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」について、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

## 経 営 内 容

### 信用リスクに関する事項（証券エクスポージャーを除く）

#### ●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 （業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製 造 業	405	999	—	—	405	999	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	101	100	—	—	101	100	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	419	516	—	—	419	516	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,025	869	—	—	1,025	869	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	642	522	—	—	642	522	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	617	713	—	—	617	713	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業	1,277	1,262	—	—	1,277	1,262	—	—	—	—
不 動 産 業	1,221	1,310	—	—	1,221	1,310	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス	0	0	—	—	0	0	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	4,096	4,201	4,096	4,201	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	5,371	5,093	—	—	5,371	5,093	—	—	—	—
個 人	6	4	6	4	—	—	—	—	—	—
そ の 他	2,721	2,576	772	738	1,948	1,838	—	—	—	—
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>17,906</b>	<b>18,169</b>	<b>4,875</b>	<b>4,943</b>	<b>13,031</b>	<b>13,226</b>	—	—	—	—
1 年 以 下	785	1,276	381	369	403	906	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	2,858	2,395	408	388	2,449	2,006	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	2,383	2,780	629	590	1,754	2,190	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	2,040	1,463	325	410	1,714	1,053	—	—	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下	1,827	1,996	551	633	1,276	1,363	—	—	—	—
1 0 年 超	7,961	8,097	2,578	2,550	5,382	5,546	—	—	—	—
期間の定めのないもの	50	159	—	—	50	159	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>	<b>17,906</b>	<b>18,169</b>	<b>4,875</b>	<b>4,943</b>	<b>13,031</b>	<b>13,226</b>	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他デリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸超等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 経 営 内 容

### ●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種 別	個 別 貸 倒 引 当 金								期 末 残 高		貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額							
	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
					目 的 使 用	そ の 他						
医 療 、 福 祉	104	55	2	11	—	—	—	—	55	67	50	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	104	55	2	11	—	—	—	—	55	67	50	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

### ●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポートの額			
	平 成 30 年 度		令 和 元 年 度	
	格 付 適 用 有 り	格 付 適 用 無 し	格 付 適 用 有 り	格 付 適 用 無 し
0 %	561	4,410	472	4,179
10 %	1,081	162	1,065	166
20 %	1,135	—	987	—
35 %	—	—	—	—
50 %	3,798	—	3,810	—
75 %	—	179	—	163
100 %	1,914	3,949	2,514	4,175
150 %	—	—	—	—
250 %	716	—	708	—
1,250 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	9,205	8,701	9,559	8,684

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りま。

2. エクスポートは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	636	561	—	—	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	636	561	—	—	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦ 三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧ 出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪ その他	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会より保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. その他とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

その他業務

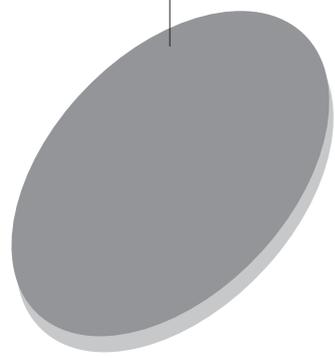
代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区分	平成30年度末	令和元年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	225	186
その他	—	—
合計	225	186

令和元年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比

独立行政法人 福祉医療機構 / 100%



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第60期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和2年7月30日

佐賀県医師信用組合

理事長 松永 啓介

トピックス

令和元年 7月 ディスクロージャー誌発行 (第22回)

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8に規定する「特定信用組合」に該当していません。

## その他業務

### 手数料一覧 (令和2年4月1日現在)

種 類			手数料	
振 込	佐 以 銀 外	電信扱	3万円以上	880円
			3万円未満	660円
振 込	佐 賀 銀 行	電信扱	3万円以上	550円
			3万円未満	330円
送 金 ・ 振 込 組 戻 料			1,100円	
手形・小切手交付手数料			小切手帳(50枚)	550円
			手形帳(50枚)	880円
残高証明書の発行手数料			1 件	550円
融資証明書発行手数料			1 件	5,500円
通帳・証書再発行手数料			1 件	550円
窓 口 両 替 手 数 料			1枚～49枚	無 料
			50枚～499枚	220円
			500枚～999枚	330円
			1000枚～1999枚	550円
			2000枚以上	880円

上記の手数料ではございますが、組合員の皆様の、ご本人名義口座宛の振込や残高証明書発行等は経営努力により無料(サービス)とさせていただきます。但し、小切手帳、手形帳、両替手数料、融資証明書、通帳・証書再発行の発行手数料は有料です。

(上記の手数料には消費税を含んでいます。)

### 内国為替取扱実績 (単位：百万円)

区 分		平成30年度末		令和元年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	0	0	0	0
	他の金融機関から	11,460	10,408	11,420	9,995
代金取立	他の金融機関向け	0	0	0	0
	他の金融機関から	0	0	0	0

### 当組合の子会社

該当事項なし

### 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

平成30年2月26日

#### 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

佐賀県医師信用組合

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通りいたします。

##### 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当信用組合での顧客の接点は、Face to Face が中心であることを鑑み、電子決済等代行業者との連携及び協働は実施しません。実施する場合は、改めてご案内いたします。

以上

### ■ 主要な事業の内容

#### A. 預金業務

##### (イ) 預金

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

##### (ロ) 譲渡性預金

取扱っておりません。

#### B. 貸出業務

##### (イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

##### (ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形の割引を取扱っております。

#### C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

#### D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

#### E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

#### F. 外国為替業務

取扱っておりません。

#### G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

#### H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

#### I. 附帯業務

##### (イ) 債務の保証業務

##### (ロ) 有価証券の貸付業務

##### (ハ) 国債等の引受けの取扱業務

##### (ニ) 代理業務

全国信用協同組合連合会、独立行政法人福祉医療機構

##### (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

##### (ヘ) 保護預り業務

## 経営者保証に関するガイドラインへの対応について

### ○「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを説明し、経営改善支援に努めています。

### 【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

令和元年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は年36件(前年度27件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は21.05%(前年度16.98%)、「保証契約を解除した件数」及び「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数」は共に0件(前年度0件)となっております。

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

### 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月31日に期限を迎えましたが、当組合は同法の期限到来後においても、組合員様への取り組み方針は変わりません。当組合は、県内の組合員様に金融面を通じて医業経営にお役に立つと共に地域医療発展に貢献する事を理念とし、組合員様の繁栄に寄与するため、経営相談や経営改善に関するきめ細やかな支援に全力で取り組んでまいります。

### ○具体的な取り組み方針

お客様からの新規融資申込みや貸付条件の変更等のご相談・お申込み等に対して、これまでの履歴に捕われる事無く迅速かつ誠実にお客様の経営状態や資産、さらにはお客様の経験や特性などを勘案し、経営改善に向けた適切かつ丁寧な説明に努め、積極的に支援を行ってまいります。

返済条件の変更等の申込みや相談があった場合は、お客様の経営状況等を十分に勘案し、前向きな対応を考慮し、他の金融機関と連携を図りながら、迅速かつ真摯に対応いたします。

またお客様の事業ニーズやライフスタイルに合わせた各種金融サービス情報の提供や多様な融資制度の提供に努めてまいります。

### 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

組合員様から経営相談や支援の要請がある場合には、融資担当者が経営相談・経営支援担当者となり、組合員様からの幅広い相談等に対応するようにしております。

また高度かつ専門的な経営課題等においては、外部機関等の第三者的な視点や外部専門家の専門的な知見が必要であり、公認会計士・税理士等を交えて経営課題を解決するなど経営力強化に努めてまいります。

### 中小企業の経営支援に関する取組状況

#### 創業・新規事業開拓支援

経営革新等支援機関が策定支援した事業計画をもとに事業の進捗状況の管理やフォローアップを行い、事業計画の達成につなげてまいります。

#### 成長段階における支援

取引先の組合員様に当組合の融資担当者がヒアリング等を行い、経営の問題点を把握し、新たなビジネスへの取組みや事業の改善につながるようなサポートを行ってまいります。

#### 経営改善・事業再生の支援

経営改善支援先に対しては、外部専門家を交えた経営相談・経営指導を行い、組合員様の経営改善支援等に取組んでおります。

## 地域の活性化のための取り組み状況

### ○地域に貢献する信用組合の経営姿勢

医業界における専門金融機関としての業域信用組合である当組合は、組合員に対する金融サービスを通じて、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に寄与し、地域の方々が安心して暮らせる環境づくりに貢献してまいります。

### ○融資を通じた地域貢献

病院・診療所取引(令和2年3月末現在)

貸出先数	238先	貸出金額	4,163百万円
	(全事業先669先の35.5%)	1先当り	17百万円の利用

### 店舗一覧表(事務所の名称・所在地)

店名	住所	電話	FAX
本店	〒840-0054佐賀市水ヶ江1丁目12番10号	0952(37)1424	0952(37)0400

### 地区一覧

佐賀県一円

## 索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、\*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	2	【預金に関する指標】		60. 自己資本充実状況	
【概況・組織】		34. 預金種目別平均残高*	12	(自己資本比率明細)*	17・19
1. 事業方針	2	35. 預金者別預金残高	12	61. 有価証券・金銭の信託等の評価*	10・11
2. 事業の組織*	2	36. 財形貯蓄残高	該当事項なし	62. 外貨建資産残高	該当事項なし
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)*	2	37. 職員1人当り預金残高	12	63. オフバランス取引の状況	該当事項なし
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	24	38. 1店舗当り預金残高	12	64. 先物取引の時価情報	該当事項なし
5. 自動機器設置状況	取扱いなし	39. 定期預金種類別残高*	12	65. オプション取引の時価情報	取扱いなし
6. 地区一覧	24	【貸出金等に関する指標】		66. 貸倒引当金	
7. 組合員数	2	40. 貸出金種類別平均残高*	13	(期末残高・期中増減額)*	13
8. 子会社の状況	23	41. 担保種類別貸出金残高		67. 貸出金償却の額*	13
【主要事業内容】		及び債務保証見返額*	13	68. 財務諸表の適正性及び	
9. 主要な事業の内容*	23	42. 貸出金金利区分残高	13	内部監査の有効について	22
10. 信用組合の代理業者*	取扱いなし	43. 貸出金使途別残高*	13	69. 会計監査人による監査*	22
【業務に関する事項】		44. 貸出金種類別残高・構成比*	14	【その他の業務】	
11. 事業の概況*	2	45. 預貸率(期末・期中平均)*	12	70. 内国為替取扱実績	23
12. 経常収益*	9	46. 消費者ローン・住宅ローン残高	13	71. 外国為替取扱実績	該当事項なし
13. 業務純益	8	47. 代理貸付残高の内訳	22	72. 公共債窓販実績	該当事項なし
14. 経常利益(損失)*	9	48. 職員1人当り貸出金残高	12	73. 公共債引受額	該当事項なし
15. 当期純利益(損失)*	9	49. 1店舗当り貸出金残高	12	74. 手数料一覧	23
16. 出資総額・出資総口数*	9	【有価証券に関する指標】		【その他の業務】	
17. 純資産額*	9	50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	75. トビックス	22
18. 総資産額*	9	51. 有価証券の種類別平均残高*	13	76. 当組合の考え方	2
19. 預金積金残高*	9	52. 有価証券の種類別残存期間別残高*	13	77. 沿革・歩み	2
20. 貸出金残高*	9	53. 預証率(期末・期中平均)*	12	78. 報酬体系について	16
21. 有価証券残高*	9	【経営管理体制に関する事項】		79. 反社会的勢力に対する取組み	16
22. 単体自己資本比率*	9	54. 法令遵守の体制*	15	80. 経営者保証に関する	
23. 出資配当金*	9	55. リスク管理の体制*	17~21	ガイドラインへの対応について	24
24. 職員数*	9	56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15	81. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針	23
【主要業務に関する指標】		【財産の状況】		【地域貢献に関する事項】	
25. 業務粗利益および業務粗利益率*	8	57. 貸借対照表・損益計算書・		82. 地域に貢献する	
26. 資金運用収支・役員取引等		剰余金処分(損失金処理)計算	3~8	信用組合の経営姿勢	24
収支およびその他業務収支*	8	58. リスク管理債権及び		83. 中小企業の経営の改善及び	
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高・利息・利回り・資金利鞘*	9	同債権に対する保全額*	14	地域の活性化のための取組み状況	24
28. 受取利息・支払利息の増減*	8	(1)破綻先債権			
29. 役員取引の状況	8	(2)延滞債権			
30. その他業務収益の内訳	12	(3)3か月以上延滞債権			
31. 経費の内訳	8	(4)貸出条件緩和債権			
32. 総資産経常利益率*	9	59. 金融再生法開示債権及び			
33. 総資産当期純利益率*	9	同債権に対する保全額*	14		



**佐賀県医師信用組合**

〒840-0054 佐賀市水ヶ江1丁目12番10号  
TEL:0952-37-1424 FAX:0952-37-0400